

令和4年度山形県山岳ガイド養成及び山岳資源の魅力発信 事業費補助金 2次募集

～登山ガイドの養成や三大都市圏での情報発信の取組みに対して補助金を交付します～

県では、本県の山岳地を訪れる観光者数の増加を図るため、山岳団体や登山ガイド団体が行う「山岳資源の魅力の案内と安全な登山の普及を担う登山ガイドの養成」及び「三大都市圏での情報発信」の取組みに対して支援を行います。

なお、今年度の当補助金の1次募集において、既に交付決定を受けている団体は応募できません。

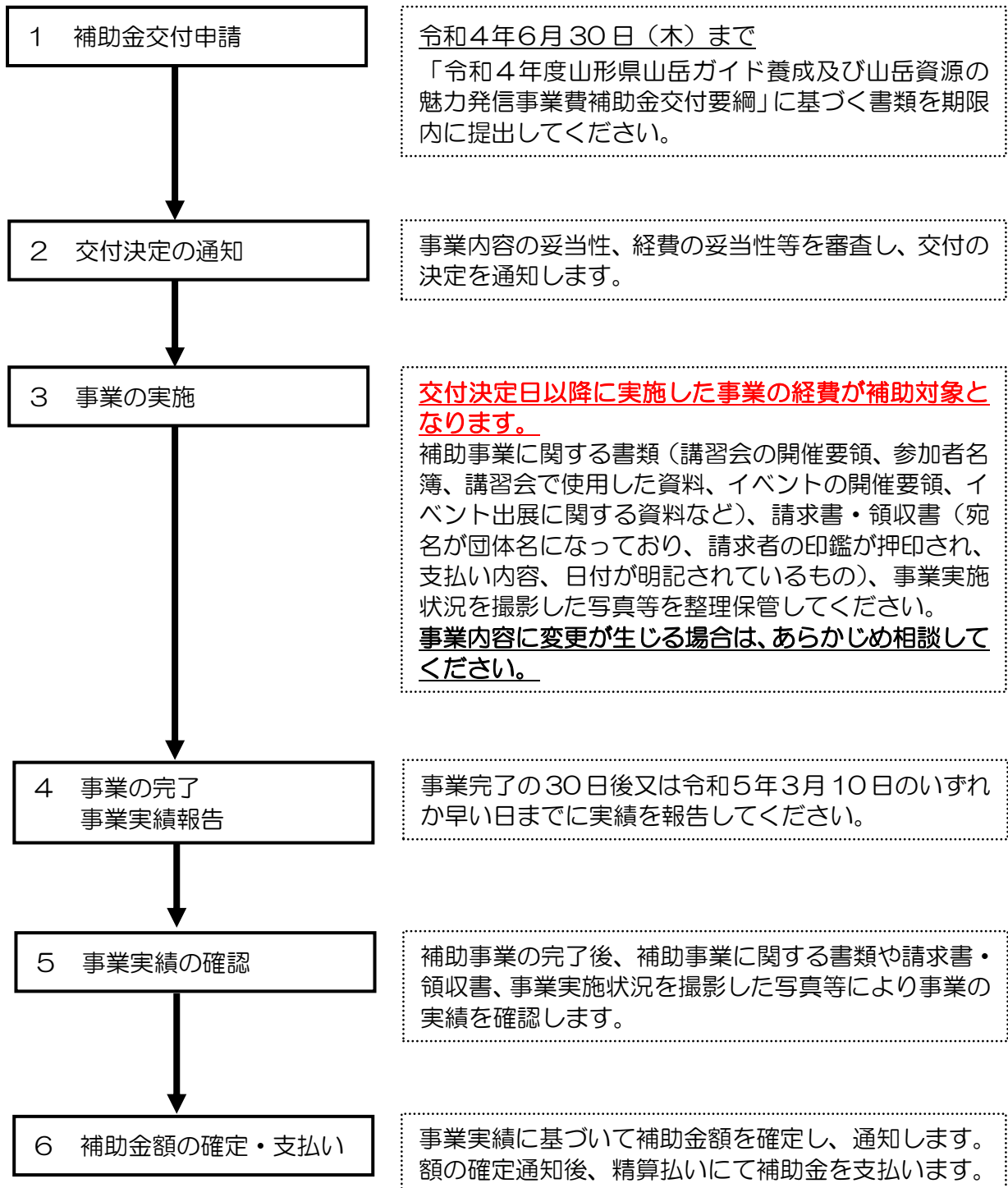
補助金交付申請書提出期限：令和4年6月30日（木）

《山形県山岳ガイド養成及び山岳資源の魅力発信事業費補助金の概要》

事業区分	登山ガイドの養成	三大都市圏での情報発信
補助対象者	次のすべてに適合する団体 ① 登山の普及啓発や登山技術の指導等に取り組む山岳団体又は登山ガイド行為を行う者で構成する登山ガイド団体であること ② 規約等を有し、かつ代表者が明らかであること ③ 会計経理が適正に行われていると認められること ④ 県内に事務局があり、県内の山岳地を拠点に活動していること	
補助対象事業	登山客を安全に案内する技術力 又は登山客に山岳資源の魅力を案内する能力の向上を図る講習会の実施	三大都市圏（首都圏、大阪、名古屋）で開催される山岳イベントでの情報発信
補助対象経費	① 外部講師に係る謝金及び旅費 ② 自ら講師を行うために必要な研修を受講するための旅費 ③ 講習会の実施に直接必要な教材費、資材費、消耗品費 ④ チラシ、各種資料の印刷製本費 ⑤ 使用料（会場等の借上げ料） ⑥ 自ら講師を行うために必要な研修受講料	① イベントへの参加旅費 ② イベントの参加に直接必要な資材費、消耗品費 ③ チラシ、各種資料の印刷製本費 ④ 使用料（イベント出展料等）
補助率	1/2 以内	
補助金額	上限額5万円	上限額5万円
交付決定	事業内容の妥当性（課題を踏まえた事業内容となっているか）、経費の妥当性（事業内容に見合った妥当な経費か）等を審査し、補助金の交付を決定	

※「登山ガイドの養成」と「三大都市圏での情報発信」の両方の事業に申請することが可能です。

《補助事業の手続きの流れ》



《申請書の提出及びお問い合わせ先》

山形県環境エネルギー部 みどり自然課 自然公園担当
〒990-8570 山形市松波2-8-1
電話：023-630-3174